特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	重度心身障害者医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに 情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、 個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務						
②事務の概要	日南市では、重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づき、障がい者保健の向上に寄与するとと たに、福祉の増進を図ることを目的に重度心身障がい者に対して医療費の一部を助成する。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①受給資格者証の交付申請に関する事務 ②医療費助成支給に関する事務 ③助成対象者の住所又は加入保険の変更届に関する事務						
③システムの名称	①総合福祉WEL+ ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
重度医療受給者台帳ファイル、	医療費助成ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第2項に基づき定める、日南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号法第9条第2項に基づき定める、日南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部 福祉課						
②所属長の役職名	福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113						
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ						
連絡先	健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1130						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か			15年9月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし	1	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ごれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	ンステムを通じた	:入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を	介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入手から保るリスクへの対策を講じてい)プロセスで、丿	、手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生す			

9. 監	査								
実施の	有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
10. 従	10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最	も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優る対策	先度が高いと考えられ	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発							
当該対	策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	員、参照 は、事務	節囲が必要最小限と 取扱担当者の研修に	なるよう、 おいて、 _南	アクセス制限を 性席時のログブ	ウシステムで情報照会を行うことができる端末、職を設定している。また、アクセス制限の所持者にアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I -5-①部署	福祉課	健康福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	I -5-2所属長の役職名	課長 前田 芳成	福祉課長	事後	
平成30年4月1日	I -7請求先	総務課 総務係	総合政策部総務・危機管理課	事後	
平成30年4月1日	I -8連絡先	福祉課 障がい福祉係	健康福祉部福祉課障がい福祉係	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ 一2 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和2年12月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	Ⅱ-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月30日	I -4-2	・番号法第19条第8項 ・番号法第9条第2項に基づき定める、日南市	・番号法第19条第9号 ・番号法第9条第2項に基づき定める、日南市行	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ 一2 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総合政策部 総務·危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
会和4年10日20日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅱ2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
△和7年2月21日	Ⅲ1対象人数 いつ時点の計 数か	令和7年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
会和7年2月21日	Ⅱ2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和7年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
	IV リスク対策		項目追加	事後	様式の変更